

地域福祉委員会



地域福祉委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「ひとり親家庭の支援について」、「保育所（園）におけるICT化の推進について」、「地域包括ケアシステムについて」の3項目を選定し、調査研究を行いました。その中から、「地域包括ケアシステム」について調査過程を詳しくお伝えします。

地域包括ケアシステムについて

【選定した理由】

国の方針もあり、本市は、令和7年度を目標に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進しています。

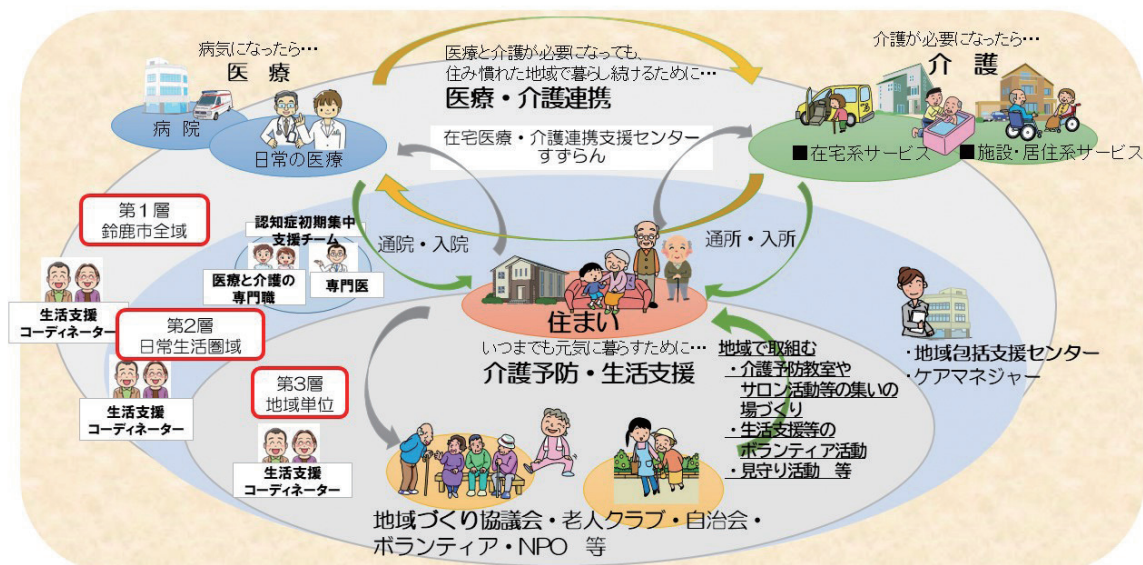
今後、高齢者を地域で支えていくための、地域包括ケアシステムの充実が重要であることから、所管事務調査事項に選定しました。

【本市の現状】

地域包括ケアシステムは3層構造となっています。第1層は市全域を対象に在宅医療・介護連携支援センターすずらんを設置しています。第2層の日常生活圏域（西部、北部、中部、南部；令和3年度から8圏域に変更）に地域包括支援センターを設置し医療と介護の連携を推進しています。第3層では、地域づくり協議会の範囲でサロン活動や支え合い活動による介護予防・日常生活支援体制の整備を推進しています。

本市は、地域づくり協議会を中心とし、高齢者同士ができることで支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けられるような住民主体の活動を支援するため、令和元年度に、介護予防と生活支援を組み合わせた「暮らしまかせて!!支援事業」を開始し、現在4地区（稲生、旭が丘、庄野、国府※）で取り組まれ、3年間の運営経費補助を行っています。 ※国府地区は令和2年9月から開始

鈴鹿市における地域包括ケアシステムのイメージ



(鈴鹿市高齢者福祉計画を参考に作成)